

東林黨考 (一)

——淮撫李三才をめぐる——

小 野 和 子

はじめに

『東林點將錄』⁽¹⁾というものがある。天啓年間、閹黨の王紹徽が、東林派の人物を選んで『水滸傳』中の豪傑百八人に比定したもので、當時權勢をほこった宦官魏忠賢に獻じられた。魏忠賢はこのブラック・リストにもとづいて東林派の主要メンバーを一網打盡にし、一人としてその禍いを逃がれ得たものはなかったといわれている。

この『東林點將錄』の開卷第一人が、開山元帥托塔天王南京戸部尙書李三才である。托塔天王というまでもなく、俠氣の庄屋で梁山泊の創始者となった晁蓋であるが、彼は『水滸傳』中の重要人物でありながら、嚴密にいえば百八人中の豪傑には數えられていない。このために、文革中、『水滸傳』が晁蓋を百八人の中に數えなかったのは、宋江の投降主義路線を宣揚するためだ、などの議論が行なわれたことは記憶に新しいが、李三才もまた東林派の人物としては、きわめて問題の多い人物であった。後述するように、彼が個人道德に於て缺ける點のあったことは事實であり、その彼との連合が、東林派にとって必ずしも有利に作用しなかったという事情もあつて、東林派の側からするとまった記録は顧憲成の『自反錄』⁽³⁾以外には存在しない。その著書『無無自欺堂稿』『雙鶴軒集』『誠恥錄』は、既に明末に失なわれてなく、顧憲成ら東林派の人びとが序文を寄

せた『漕撫小草』⁽⁴⁾も今はみることができない。また傳記の類は乏しく墓誌銘もない。⁽⁵⁾

王紹徽の『東林點將錄』が編纂された時、東林派の指導者顧憲成は既に歿して亡いが、その他の錚々たる東林派の指導者たちを却けて、このブラック・リストの第一人に擬せられた李三才とは一體いかなる人物であろうか。私はいずれ明末三朝、さらには南明の、國がまさに亡びんとする時まで、蜿蜒と續いた東林派と反東林派の黨爭を中心に、この時期の政治過程を歴史的に跡づけ、明末清初の變革との關係においてこの黨爭のもった歴史的意義を論じたいと考えているが、本稿はその基礎作業の一として、萬曆三十年代における政治的焦點の一つであつた淮撫李三才の問題を取上げ、李三才と東林派との關係を論じてその政治的位置をあきらかにしようとするものである。

(一)

李三才(？)一六二三⁽⁷⁾、字は道甫、號は修吾、祖は陝西臨潼に住んでいたが、のち北直通州張家灣に移つた。いうまでもなく通州は、明代漕運の重要な地點であり、南方から輸送されてくる漕糧はここで陸上げされて通倉もしくは京倉に送られた。父某(字は德潤、號は次泉)は、この通州で商業を營んでいたらしい。父の歿後十數年、李三才の委囑を受けて沈鯉——東林派の閣臣——の書いた「明封奉直大夫戸部雲南清吏司員外郎次泉李公神道碑銘」⁽⁸⁾は次のようにいう。

「(公は)生まれながらにして弄(筭?)を好まず。初め儒を業とするも就らず、乃ち棄て去りて賈を業とす。然れどもその好には非ざるなり。嘗つて市に入りて布を市る。四に八を得。歸りて其人の誤るを知るや、飯に及ばずして走きて之を還す。又た道に遺金五を拾うや、之を門に懸けて以て遺せし者を待つ。毫も隱す所なかりき。是時、公、正に貧なれば、尤も人の難き所なりと云う。」

これによれば父は布などをも扱かうさほど豊かでない商人であつた。その肩書も子三才の故を以て封贈されたにすぎず、彼

自身は生涯を市井の一商人として終えた。父以前にさかのぼっても官僚はいない。

この神道碑銘はまた

「道甫、進士となり戸部主事を授けらる。部商に里人多し。公の間に居ることを望まざるはなきも、公は一切を謝絶したり」

と傳える。部商とは戸部出入りの商人のこと、通州張家灣という交通上の要衝からすれば、李三才が積極的に商人たちの利益追求を援助しなかったとしても、彼らと密接なつながりのあったことは十分想像されることである。

李三才は萬曆元年（一五七三）、郷試に合格した。座師はのちの首輔王錫爵である。後述のごとく李三才は王錫爵の密掲を暴露してその再出馬を阻むことになるのだが、この彼に對し、王は當時、非常な好意と期待を寄せていた。沈德符は「李は婁江の癸酉の郷試の門生たり。師弟、最も相得たり」と述べている。

翌二年（一五七四）、進士に合格、戸部主事となったが、稍遅れて願憲成も進士に合格し、戸部主事となった。⁽⁹⁾ 李三才と願憲成の關係はこの時に始まる。年齢的にはほぼ同年輩であったかと思われる。當時、戸部には姜士昌、趙南星も在任して、東林派の人脈が徐々に形成されつつあった。

彼はまたこのころ、魏允貞、李化龍とも相互に經世濟民を論じて深い交わりを結んでいる。

萬曆十一年、この友人の魏允貞が「救弊の四事を條陳し、採納を賜わりて以て治道を治めんことを乞うの疏」⁽¹⁰⁾を奉って左遷された。上疏は次のようにいう。

「（張）居正、柄を窃みてより、吏・兵の二部の遷除は必らず先に關白せしむ。故に用いる所は悉くその私人なり。陛下、宜しく輔臣とともに二部の長を精察し、その職事を以て之に歸せられよ。輔臣をして部臣の權を侵してその私を行なうを得ず、部臣も亦た輔臣の間に乘じて以て自からその私を行なうを得ざらしむれば則ち官方、自から肅^{たゞ}されん。（張）居正の三子、連^{あい}いで制科に登りてより、流弊は今に迄^{いた}るも已^やまず。請うらくは今より輔臣の子弟の中式は、致政の後を俟ちて

始めて廷對を許さるれば、倖門、稍、杜さるべし。」

周知のように、明の太祖は洪武十三年に丞相を廢止したのだが、成祖の時代になって内閣が創設された。成祖は篡奪によって成立した政權であつた爲、自ら信頼し得る私人を、機務に參與せしめなければならなかつたからである。機務に參與するとはいうものの、當初、閣臣自體は獨立の官ではなく、多くのばあい翰林院の兼官であつた。官位も極めて低かつた。ところが仁宗いご閣臣の地位は漸次高まり、嘉靖年間に至つて遂に宮廷内席次は六部の上におかれることになった。その首輔は「赫然たる眞宰相」として「六卿を壓制」するまでになつたのである。この内閣の權限強化と六部に對する壓迫は、張居正に至つて絶頂に達した。とくに吏部に對して大計（勤務評定）を通じてその支配が強化され、官僚の人事移動に當つては、吏部が一々内閣にその諒解を求める（これを請教ともいう¹³）ことが行なわれるようになった。こうなれば、官僚のポストは、否應なく内閣に私物化されることにならざるを得ない。魏の上奏が行なわれた時、張居正は既に歿して亡かつたが、彼はこのような内閣の權限強化と、その權限を利用した内閣の人事權支配に強く反對したのであつた。

だが、魏允貞のこの上奏が行なわれたのは、あたかも閣臣張四維の子甲徵と、同じく閣臣申時行の子申用懋らが廷對を受けようとしていた矢先のことであつた。内閣は強くこれに反撥し、張四維と申時行が反論に立つたが、結局この上奏によつて閣臣の在任期間中、その子弟は登第しないということになつたのである。だが神宗は魏允貞の非難が過當であることを責めて彼を左遷した。この時、李三才もまた魏允貞に對する處分の不當性を論じて山東東昌府推官に左遷されている。内閣の權限強化を批判する潮流のなかで、彼がこのような處分を受けていることは注目されてよい。

李三才はこのうち南京禮部主事に轉じた。同じ頃、魏允貞は南京吏部に、李化龍は南京工部に轉じた。のち東林派の人物として知られる鄒元標もこの時期、南京刑部におり、彼らはしばしば「鑣^{くわ}を連らねて出遊」し、あたかも「列仙」のごとくに人びとに仰ぎみられた、といふ¹⁴。ついで、李三才は、山東僉事、河南參議、同副使、山東學政、山西學政、南京通政參議、大理寺少卿を歷任する。この間、彼の政治的手腕を買つた王錫爵が、幕中に招聘したこともあるが、これを拒んでいる。

當時、政界をゆるがせていたのは、所謂國本論である。そもそも神宗は鄭貴妃を愛するあまり、貴妃の子皇三子常洵を皇太子にしたいと考え、皇長子常洛の立太子をなかなか肯んじなかった。内閣の側はこのとき、首輔申時行は神宗に決然たる態度がとれず、次輔王錫爵も神宗の意を迎えて三王竝封を畫策する。皇長子常洛、皇三子常洵、皇五子常浩を取りあえず王に竝び封じ、太子の決定を一時的に延期しようとするものである。この立太子問題をめぐっての論争とそれにつづく大計を通じて、東林派と反東林派の對抗關係が形成されてゆくのだが、こうしたなかで李三才がかつての座師王錫爵に對し、批判を深めていったことは想像にかたくない。

ついでおこったのが、萬曆の惡政としてあまりにも名高い礦稅の使の派遣である。⁽¹⁵⁾萬曆二十四年（一五九六）のことであつて、炎上した宮中の兩宮三殿復興の爲と稱し、礦山開發と商稅徵收に大量の宦官を各地に派遣したのである。

礦山の開發についていえば、昌平には王忠、眞・保・薊・永・房山・蔚州には王虎、昌黎には田進、河南の開封・彰德・衛輝・懷慶・葉縣・信陽には魯坤、山東の濟南・青州・濟寧・沂州・滕・蓬來・費・福山・棲霞・招遠・文登には陳增、山西の太原・平陽・潞安には張忠、南直の寧國・池州は郝隆、劉朝用、湖廣の德安には陳奉、浙江の杭・嚴・金・衢・孝豐・諸暨には曹金、のち劉忠、陝西の西安には趙鑒、趙欽、四川には丘乘雲、遼東には高淮、廣東には李敬、廣西には沈永壽、江西には潘相、福建には高榮、雲南には楊榮が派遣された。

商稅の徵收についていえば、李三才の郷里通州に派遣されたのが最初であり、いご前記礦山監督の宦官に、それぞれの地域における商稅の徵收をも兼任させ、あるいは別個に宦官を派遣している。

これら宦官の下には、それぞれ百人から時には千人にも及ぶ手下がつきしたがっておよそ法を無視した徹底した誅求がおこなわれた。礦山であるかどうかは問わない。商人であるかどうかは問わない。すべてのものが收奪の對象となった。礦・稅はその收奪の爲の單なる名目にすぎなかった。田大益は

「内臣は務めて劫奪をなして以て上に應じ、礦を求めては穴にせず、而して稅は必らずしも商にせず。民間の邱隴阡陌は

皆礦なり。官吏・農・工は皆入税の人なり。公私、騒然として脂膏、殫竭せり」⁽¹⁶⁾

と述べている。その總量は二五年から三三年の八年間だけでも三百萬兩に近かったというが、この數字は公式に政府に送られたほんの一部であつて、實際にはこれに數倍する銀が、宦官や手下に中間搾取されていたのである。

しかも派遣された宦官たちは、たんに經濟的收奪を行なつたのみではなかつた。彼らには皇帝に親展の手紙を奉ることが許されていて、その活動を妨害するものに對しては假借ない處罰が課せられた。地方官吏の免職さえ思ひのままであつた。官僚と人民の生殺與奪は、皇帝が私的に放つた徵税人であり且つスパイでもあつた彼ら宦官の手に完全に掌握されていたといつてよい。それは皇帝の私的權力の異常なほどの肥大化であつて、公的權力としての官僚機構はこれによつてもはや正常な機能を麻痺せしめられるまでに追いつめられていたのである。

この礦・税に對して民變と稱せられる民衆反亂が各地で激しくたたかわれたことは周知の事實だが、外廷も亦たこぞつてこの暴舉に反對した。こうしたなかでもつとも果敢に活動したのが李三才であつた。

李三才は二十八年六月丁丑、都察院右僉都御史巡撫鳳陽として、（彼が淮撫とよばれるのは、鳳陽のほか、淮安揚州等の府をも管轄した爲である）「政亂れ、民離^もき、目擊すること眞に切なれば聖明もて天を承け祖を思い、之を水火より救われて以て自から君道を盡くされんことを懇い乞うの疏⁽¹⁷⁾」を奉つたが、これに對しては何の沙汰も下りなかつた。傳聞するところによれば、神宗は上奏文が礦・税に關わるものであれば「高閣に束ねて一切之を省りみない」⁽¹⁸⁾とのことである。彼は七月癸丑、重ねて「萬民の塗炭、已に極まれば、省覽を賜わり以て天下を救われんことを乞うの疏」を奉つた。彼はこの二つの上疏のなかで、一種の君臣論とでもいふべきものを展開する。

彼によれば『書經』では「天の視るは我が民の視るにより、天の聽くは我が民の聽くによる」といつているが、これは民の視聽とは天の視聽に他ならぬことを主張したものである。天子はしたがつて民が心に考え口に宣べて語つたことを決して拒んではならない。民は弱かるべき存在でもなければ、虐げらるべき存在でもない。「天、下民を佑け、之が君と爲す」（『書經』

泰誓」という點からいへばなるほど君主は「民の主」ではあるが「丘民に得て天子と爲る」（『孟子』盡心）という點からいへば、民は「君の主」である。

「故に刑を省き、斂を薄うし、之を視ること傷むが如く、之を愛すること子の如くして人主は能く百姓の主たり。然る後、奔走して侮りを禦ぎ、尊んで元后と爲し、戴きて父母となし、百姓も亦た長ばれて人主の主と爲る。」

つまり、君主が人民の利益を擁護してこそ、「百姓の主」＝人民の主人たりうるものであり、且つまた人民も「人主の主」＝君主の主人たりうることを主張する。人民こそが君主の主人なのだ。

このようにして彼は、主權は人民のものであり、君主權成立の根據もまた人民の側にあることを主張するのである。われわれは黃宗羲の『明夷待訪錄』における「古えは天下を以て主となす、君を客となす」（同書 原君）という言葉想起するであらう。

あるいはまた次のようにもいう。天子の位は天が托した位である。天が大位を托した以上、崇高富貴をどうして天子個人が獨占することがあつてよからうか。天子というのは、天に代つて萬民を子とするの謂であつて、寒がつているものに着物を與え飢えたものに食物を與え、人民が一人としてその所を失なうことのないようにするのが、萬民を子とするものの責任である。

また、天下というものは、天子の祖宗が托されたもので、太祖高皇帝より代代傳えられたものだが、太祖の興起はいかにして可能だったか。元の政治が紊亂し、あくなき苛斂誅求が行なわれたが爲に、人民はどうしてこれを耐えしのぶことはできなかった。そこで天下を太祖に托したのである。この委托を受けて太祖は劍をとつて立上り天下を平定した。この祖宗の大統を傳えられたのである以上、崇高富貴を皇上の一家が獨占することがあつてよからうか。嗣君というのは、この祖宗の大統を嗣いで民の主となることである。寒がつているものに着物を與え、飢えたものに食物を與え、人民が一人としてその所を失なうことのないようにすることが、民に主たるものの責任である、という。ここには、元・明の鼎革を革命として捉え、その革命政權の繼承において今日の君主權成立の根據をみようとする彼の立場がある。

しかし天子が天に代つて萬民を子とし、祖宗をついで宗社を保つとはいっても、天子一人の力ではとうてい天下を治めうるものではない。そこで官を設けたのであつて、巡撫とは一地方の人民を安撫するもの、巡按というのは一地方の人民を按察するものである。それでもなお且つ人民が害なわれることあるを恐れて、知府・知州・知縣を設けた。官とはつまり天子の責任を分擔するはずのものである。

しかるに君主と官僚の現實はどうか。

「夫れ、民心の離反は、臣、今、論ずるに暇あらず、社稷の安危は敢えて論ぜず。獨り念うに皇上は天が托するに司牧の任を以てするに乃るに甘んじて掊剋の擧をなされ、祖宗が傳うるに安養すべきの象を以てするに願^{かゝ}つて此のごとき流亡の禍に罹らしめらる。清宮、靜夜に試みに一たびこれを思われよ。聖心、忍ばるる乎、忍ばれざる乎。安んぜらるる乎、安んぜられざる乎。臣は決して忍ばれず、且つ安んぜられざるを知る。それ（皇上）一人の心は千萬人の心なり。皇上、珠玉を愛せらるれば、人も亦た暖飽を愛す。皇上、萬世（の子孫）を憂えらるれば、人も亦た妻孥を戀う。奈何せん。皇上は黄金の北斗の樞よりも高きを愛され、百姓には糠粃升斗の儲あらしめず、皇上は子孫千年萬年の計をなさんと欲して、百姓には一朝一夕の計あらしめざるなり。試みに往籍をみるに朝廷かくの如き政令あり、天下かくの如き景象ありて亂れざるものあらんや。」

痛烈な君主批判である。ここでは彼はもはや君主が聖人であることなどを期待してはいない。「珠玉を愛し」「萬世（の子孫）を憂うる」ごくあたり前の人間としてとらえ、その君主のあたり前の人間の情を百姓にもみとめて、その欲望を達成することをさせないならば、革命はもはや必至であることを述べているのである。¹⁹⁾

この君主の責任を分擔すべき地方官もまた、君主の私的利益の爲めに専ら礦・税に奔走しているのが現實である。

「今、（礦・税についての）采抽踏勘には、俱に撫按を會し、少も異同あれば、動^ふに切責を被る。起解徵收は各司に委任し、駕言を阻撓すれば便わち逮繫を被る。是れ上は皇上より下は撫按百司に至るまで礦・税の爲に計るにあらざるはなし。故

に臣等を謂いて（巡撫でなく）巡擾となすは可なり。（巡按でなく）巡害となすは可なり。（知府・知州・知縣でなく）税を知し、礦を知し、鹽を知すとなすは可なり。豈に上天、皇上に託する所以の意ならんや。豈に祖宗、皇上に授くる所以の意ならんや。亦た豈に皇上の設官命名する所以の意ならんや。」

こうして彼は、礦・税の禍の具體的狀況に及ぶ。彼の管内には商税については徐州に陳増があり、儀眞には暨祿がいる。鹽課については揚州に魯保があり、蘆政については邢隆がいる。廣大な地域に星羅棋布のごとく宦官が配置され、あたかも謀反人を捕縛するかのようである。その上、亡命・無賴の徒が彼らにつき従っている。含山の潘元等、和州の陳所縉等、淮安の馬如壯等、揚州の蔣季柔等、瓜州の鄭奎等、儀眞の吳大川・汪三等、泰州の郭實等、宿州の顧其禮、戴環等は印信を偽造し、公然と人民を脅迫している。とりわけ惡らつなのが陳増の手下程守訓で、皇上の旨を詐稱し誅求を續けている。十軒のうち九軒は破産してしまつた。そればかりではなく、内使は墓を暴き、副葬品を掘り出しているとさえいう。盜賊でもなし得ず、なすに忍びない所である。生あるものは無實の罪に泣き、死者までが虐待せられて安息の地を得ないものである。

こうしたなかで（革命の徵候である）反亂がすでに始まりつつある。このまま放置すればもはや人民は朝廷が「民の主」であることを承認しないばかりか、自らがそのような「君の主」||朝廷の主人であることを決して承認しないであろう。歴史的にみても國家を亡ぼしたものは強敵外患ではなかつた。人民の心が朝廷を去つた時、天命は同時に朝廷を去るのである。

このような主張は、これが上疏という形式において行なわれたということを考えるならば、ほとんど限界ぎりぎりまで展開せられた君主批判と革命の論理だといふことができるであろう。もし上疏という形式をとりはらつて直截に彼の論理を展開したならばどういふことになるのか、大いに關心がもたれる所以だが、残念ながら彼の著書が残されていないことはさきにも述べたごとくである。

それはさておき、このような礦・税の禍をめぐつての神宗批判は、彼、李三才のみにあつたのではなかつた。百以上ともいわれる上疏⁽²⁰⁾のほとんどが、それぞれに同様な神宗批判を展開しているのであつて、この上疏はいわば一つの典型に他ならな

ったのである。

李三才のこの上疏を読むとき、われわれは『明夷待訪録』の原君・原臣を彷彿するのだが、礦・税の禍をめぐって尖鋭な君主批判がすでに展開せられていたことは注目されてよいであろう。黄宗羲は⁽²¹⁾この時代に既にあった神宗という個別具體的な君主に対する批判を、君主制一般にまで擴大し、定着させたものであったかも知れぬ。

李三才は、彼の管轄下に派遣された宦官の收奪をさまざまな手段でもって阻止した。とりわけ有名なのは陳増とその參隨程守訓のばあいである。⁽²²⁾

程守訓は歙人。銀を納めて宮殿の復興に寄與し中書舍人の地位を得た。陳増とは姪婿の關係を結びその參隨として彼につき従っていたのだが、「欽差總理山東直隸礦稅事務兼查工餉」を自稱し、宦官とは一線を畫していた。ついで徽州に大邸宅を構え、皇帝の權威をかさに厭くなき誅求を重ねていたのである。そこで同じ歙人で山東益都知縣の吳宗堯が、彼らの貪横を糾弾したのだが、逆に無實の罪をかぶせられ、詔獄で瀕死の重傷を負わなければならなかった。陳増の二十大罪を糾弾した巡撫尹應元もまた罰俸を受けている。

だがこの彼らも李三才だけは恐れて近づこうとはしなかった。そればかりでなくままと李三才の計畫にのせられた。すなわち陳増は、李三才から、程守訓が收奪の半ばを私藏し、莫大な財寶を擁しているのみならず不軌の陰謀さえもっているといわれ、遂に程守訓を賣るのだが、いご收奪がうまくゆかず神宗の不興を買った上、李三才に脅迫されて自殺したのである。時に萬曆三十三年、この地方の人民は歌舞してこれを慶賀したという。

この時、李三才が陳増の財寶を一部横領したという噂が流れたが、これについて沈德符は次のように述べている。

「説者云うならく、淮撫は増の金錢巨萬を匿す。進む所のものは十の一、二に過ぎざるのみ、と。此れ固より未だ信ずるに足らざるなり。たとい之れ有るも長鯨を誅翦するは、其の功、細かにはあらず。此を以て庸（勞）に酬ゆるも何の不可あらん」

と。

また李三才の活動について沈鯉の「李中丞生祠記」は次のように傳えている。⁽²³⁾

「公、既に（鳳陽の地が）陵寢の地脈にして國家の根本なるを以て朝廷を感動せしめ、帑羨、蘆税を已め、礦務を罷めて、邢隆を撤せしむ。乃わち簡書を以て諸璫を懼れしめ、璫、稍稍、輯まり敢えて動かず。江淮の閒、斯須に喘息するを得たり。何も無くして當軸者、中丞を忌み、能く籍に回り去かしめ、又た代るを得しめず、凡そ數たび月を閱して代る者、主名なし。ここに於て群璫の狐假を役する者、百數を以てし、璫役の猴冠を役する者、千數を以てし、民を料りて食い、利を規りて趨り、商を害して已まず、剝、民に及ぶ。富めるを攘して已まず、剝、貧に及ぶ。膚を噬みて骨に及び、骨を噬みて髓に及ぶ。千金の家、旦暮にしてたちまち盡き、萬夫の命、溝壑にたちまち轉ず。牙纛旗鼓の下、天を呼び命を乞う者、霄淵を徹す。公、乃わち作りて曰く、第だ我を五日とするのみ。故に吾民を魚爛するなり。吾、一日在れば即ち朝廷一日の臣なり。民は吾一日の民なり。吾れ能く民を水火のうちに坐視し、之を焚溺せんや。乃わち出でて事を視る。代らんことを催がすの疏、日ごとに上り、嚴緝の禁、日ごとに下る。……公、既に去れるの身を以て諸璫の方に張なる罅に當り、雷霆の威に抗し、塗炭の赤子を出して卒に強暴を驅除し諸璫を殄戮せり。黄河以南、大江以北、鯨鯢、波を息め、魑魅、影を匿す。雲霧を披きて天日を覩るが如し。此れ其の鴻く施し豊かに樹てしこと、今に於て兩つあらんや。」

李三才が辭表を出したのは、彼本來の任務である漕運をめぐって趙世卿と對立したからであるが、このとき神宗が辭表を受理したため、御史史學遷らがこれに強く反對し、結局人事の移動などもあって彼はその職にとどまったまま、後任の派遣を待つことになったのである。⁽²⁵⁾ 史學遷はこの時の上奏のなかで「陛下、陳增の故を以て三才を去らしめんと欲し、詞に託して其の官を解かる」と述べているが、神宗が辭表を受理したについては、李の礦・税批判に對する反感が強く働いていたことは否定できないであろう。沈鯉の文章はこの前後の事情をふまえながら書かれたもので、李が、辭任を願ひ出ただけで、「五日」つまりたった「五日限りの京兆の尹」として宦官に對する壓力が弱まって收奪が展開される。これをみた李三才が、後任の發令

をうながすと共に、職にある限り一日でも「朝廷一日の臣」として人民の爲に盡くすことを決意してその取締りに乗り出すと、彼らは活動を停止せざるを得ないという状況だったのである。李三才が礦・税の使の取締りに於て發揮した政治力が知られるであろう。なおこの生祠は、李三才が辭任したとき、淮安の義商たちが釀金して、生きながらにして彼をまつりその功績を稱えたものである。

(二)

礦・税の禍に強く反對したのは、のちに東林派に結集していった人びとだけではなかった。内閣もまたこれには強く反對したのであるが、内閣はこれを阻止しえなかった。そして阻止し得ないことに於てこれに加擔したのである。

礦・税の禍が始った時、首輔は趙志皐⁽²⁷⁾、次輔は張位⁽²⁸⁾（いずれも申時行の推選で入閣⁽²⁹⁾）、および沈一貫（王錫爵・趙志皐の推選で入閣）であった。このうち趙志皐は病氣療養中であり、次輔の張位については、神宗は、彼の支持を得て、このような政策をとつたと公言していたらしい⁽³⁰⁾。事實は、張位も礦・税には反對であったが、

「臣等、鑛・税を停めんことを請うは、遽かに之を停むるには非ざるなり。蓋し撫按に責成せんと欲するなり。さすれば上は國を虧かず、下は民を累せざるのみ。」⁽³¹⁾

と上言し、宦官ではなく、撫按官つまり公的な官僚體系をつうじて行なうべきだと説いて神宗に妥協したのである。『林居慢錄』の著者伍袁萃はこの間の事情を説いて⁽³²⁾

「輔弼大臣の若きは則ち道を以て君に事え、不可ならば則ち止む。法程、具さに在るに徐徐の説を姑らくするは、豈に宜しく陳ぶべき所ならんや。此を以て讓れば、新建（張位）、何の辭か之れ與に有らん。噫、大臣の一言は輕々しく發すべからず。稍、或いは當らざるあるも天下且つその後議す。慎しまざるべけんや。」

と述べて、張位の姑息な妥協策がこのような結果をもたらしたと説いている。

今ひとりの閣臣沈一貫のばあいも、礦・税に對する態度はおなじであつた。沈一貫⁽³³⁾は字は肩吾、鄞（四明）の人である。隆慶二年の進士。萬曆二十九年、趙志臯が卒してのち首輔の座についた。閣臣は彼の腹心朱賡⁽³⁴⁾（字は少欽、山陰の人）と沈鯉であるが、沈一貫が決定權を握っていた。首輔として朝廷との關係を調整しえず「やや、救正するところ有るも、大率、其の間に依違して、物望、漸やく減ず」と『明史』本傳は評している。

萬曆三十年二月、礦・税の停止と宦官撤收の爲の一つのチャンスが訪れた。神宗⁽³⁵⁾が危篤に陥入つた爲、前記のほか、逮捕者の釋放、上言によって罪せられた官僚の復歸などを、沈一貫に遺言し、彼は神宗の命にしたがつて上諭を起草したのである。この夜、閣臣及び九卿が朝房で夜勤をして上諭の頒發を待った。三鼓（午前零時）、宦官が上諭をもつてきたので内容をあらためてみると、礦・税の停止などをふくめ、神宗がさきに語つた通りのことが書かれていた。一同は狂喜した。

ところが翌朝、神宗の病狀が回復した。後悔した神宗は、宦官二十人を派遣して礦・税の中止はとりやめること、その他については沈一貫の裁量にまかせることを傳え、前の上諭を撤回しようとしたのである。沈一貫は上諭をわたすまいと抵抗したが、宦官に額を殴られ、遂にこれを返却した。時に、上諭を即日施行して政治を革新しなかつたものの責任を追及するものがあった爲、怒つた神宗は、礦・税の停止以外のことについてもさきの意志を撤回してしまつた。こうして礦・税の禍は、萬曆一代の間、續くことになり、國內的矛盾は絶頂に達して明王朝滅亡への道が準備されることになつたのである。李三才は、國勢が危機に瀕していることを述べて、前諭を頒布し礦税を停止することを願つたが⁽³⁶⁾、許されなかつた。

神宗が上諭を撤回しようとした時、司禮太監の田義がこれに反對し、神宗の手打ちに會つたといわれるが、のちに彼は沈一貫に唾きして「相公がもう少し抵抗されたならば、礦・税は停止されたものを、何たる卑怯ぞ」と罵つたといわれている。この田義⁽³⁷⁾についてはのちに李三才と連絡があつたとして、李三才が彈劾されているが、事實は明きらかでない。

沈一貫が礦税の反對を口にしながらも、結局は神宗と妥協したのに對し、内閣にありながら強力にこの反對を貫いたのが沈

鯉である。沈鯉⁽³⁹⁾は、字は仲化、歸德の人。嘉靖四十四年の進士。彼は吏部會推の閣臣で、神宗からも信頼されていた爲⁽⁴⁰⁾、七十歳の高齢を以て入閣に至ったのだが、沈一貫はその入閣に反對であった。入閣が決ったとき、彼は李三才にあてて「歸德公（沈鯉）来れば必ず吾が位を奪わん。將^たた何を以て之に備えん」という手紙を送っているが、これは李三才がこのことを沈鯉に伝え、沈鯉が自發的に入閣を辭退するようしむけるためであつたという。これに對して李三才は「先生は忠實にして他腸なし」と返事し、沈一貫の憾みを買っている。一國の首輔がわざわざこのような手紙を李三才に送っていることも、李が政界にもつていた隠然たる實力を想像させるものである。

沈鯉は、入閣と直ちに礦・税について上奏、その後も矢つぎ早に上奏したが顧りみられず、一種の計略をさえ用いる。萬曆三十二年五月、長陵の明樓が燒失するが、この直後、大雨をついて上奏文を奉った、訝かる沈一貫と朱賡に對し「今日は大雨なれば、吾輩宜しく素服して躬ら文華殿上に至り之を^{たてま}上つらば、上、必らず心を動かされん」と答え、しぶる沈一貫と朱賡を促して入内する。神宗はこの大雨ゆえ、必らず何かの緊急事であろうと、いつもは放置する上奏文を開いた。内容はもつとも不愉快な礦・税に關するものではあつたが、怒りはしなかった。

また沈鯉はこんな計略をも用いた。朱賡と共に食事を賜つた時、宦官陳矩が同席していた。沈鯉は別の小役人が神宗の意を受けて窺み聞きしているを知りつつわざと陳矩とこんな會話を交わした。沈鯉「礦・税が人民を害しているのには見るに忍びないものがある。再三、上疏したが、皇上は許されぬ、……しかし鑛税が人民に害を與えている、という點についていえばまだしも第二義である。」陳矩「人民が害を受けているというのに、どうして第二義といわれますか。」沈鯉「皇上が大變な害を被られるからだ。」陳矩「どういうことでしようか。」沈鯉「現在、風水の良いことを人間は求めているが、國家は名山大川をすべて掘りつくしてしまった爲、靈氣が洩れつくしてしまった。將來、皇上の御身に害がふりかかるう。」陳矩「それは一大事です。」このとき、同席した沈一貫と朱賡は一言も發しなかった。はたして陳矩はこれを神宗に傳えた。あわてて神宗がその對應策を沈鯉に問うた所、「急ぎ鑛山を閉鎖し、靜謐が戻れば靈氣は自から回復するでしょう」という沈鯉の返事である。

沈一貫はこの閒のいきさつを聞いて沈鯉が礦・税停止の功を獨占することを恐れ、李九我なるものにもそれを上奏せしめた。神宗は怒ったが、結局、三十三年十二月壬寅上諭⁽⁴⁾が出された。

「開礦抽税はもと大工を濟助せんが爲なり。小民に加派するに忍びざれば、天地自然の利を採徵せんとす。今、開礦すること年久しければ、各々差したる外官は俱に砂の出づること微細なりと奏し來る。朕、得る所、費やす所を償なわざらんことを念い、都て着して停免せしむ。……凡ゆる礦洞は悉く各該地方官、封閉培築し、私自に擅開するを許さず。務めて地脈の靈氣を完うせしめん……」

上諭の最後の地脈云々はあきらかに沈鯉の言葉を反映するものであろう。

だが、この上諭は實際には施行せられなかった。その理由について、世上、二つのうわさが流れていた⁽⁵⁾。一つは新政は元來、神宗の意志ではなく、一時の思いつきであつた爲、忽ち中止された、というものであり、今一つは、首輔の沈一貫が、沈鯉と朱賡によつて自分の地位が脅やかされることを恐れた上、この新政が自分の發議に出るのでないことを恥じて實施を阻んだのだ、という。李三才がこのことを上奏すると、神宗は激怒して李を奪俸の處分に付した。

なお沈鯉が意圖して礦・税についての會話を交わした宦官陳矩は李三才と關係があつたといわれ、このことを顧憲成から問われた李は次のように答えている⁽⁶⁾。

「陳の賢は天下知らざるなし。……陳に一弟あり。予と郷の同年なり。さきごろ李心湖儀部と燕談して偶々之に及ぶ。儀部、跳りて起ち曰く「這の人、在る有り。奈何ぞ他を放過せるや。」予問う、「意欲するは何如」と。儀部曰く、「起廢の一事をば他の身上に頼くべし」。予、笑いて云う、「卽い年家に係るも平時は絶えて往來すること無し。這の事、恐らくは難からん。況んや近侍の官は、吾輩、安んぞ輕く與に通ず可けんや。」儀部、嗔りて曰く、「若し此の如くんば、只だ是れ自家一身の名節を顧りみて、全く天下を顧りみざるなり。吾れの子に望む所には非ざるなり。予曰く、兄、既に此の如く我を責むれば、兄、一書を作すべし。我、當に再び幾箇の同年を尋ねて名を連らね、寫上して送り去き他に看せん。」

何如。」儀部曰く「諾」。尋いで一書を以て予に來る。遂に械して之を陳に致す。陳、書を得て喜びて曰く、「各位老先生、聖賢を以て我に望む。我、敢えて自ら棄てんや。少之を須てば當に報ずべし。」數日して報あつて曰く、「此事、某の能く及ぶ所に非ざるなり。效すべき所の者は緊要の章奏、當に稍、流通を爲すべきのみ」。已にして連りに二三百本を下す。……嗣後、亦た絶えて往來無きなり……」

當時の士大夫官僚の意識としては、宦官と結びつくことが悪であつたことはいうまでもない。したがつてこの回答も、前後をあわせた全體の基調としては宦官との結びつきを否定してはいるのだが、それにもかかわらず「天下を顧りみて」必要だと考へられるならば「一身の名節をも顧りみず」内援を借ることを否定してはいない。沈鯉と陳矩の會談を彼がお膳立てしたとまでは推定できないにしても彼が陳矩とある時期、關係のあつたことは當然認めてよいであらう。

沈鯉はこのようにして、礦・税の停止に奔走したほか、雲南の民變が税使楊榮を殺害した時には、かえつて楊榮の側の罪狀を述べて民變參加者を擁護したり、あるいはまた陝西税使梁永が、鎮守太監を兼ねようとしたのを阻んだり、神宗に妥協的な内閣のなかで礦・税に抗して終始主動的に動いたのであつた。こうしたなかで沈一貫との對立はいよいよ深まる。

これより前、沈一貫は、楚王の獄と妖書をめぐつて清議派人士のごうごうたる非難を浴びていた。楚王の獄は元來王府内のプライバシーにかかわる相續問題が、政治問題化したものであり、妖書はすでに落着いたはずの立太子問題が今一度むしかへされたものである。⁽⁴⁶⁾ 沈一貫はこれを利用して清議派の人士を陥入れようとし、疑獄を起す。こうしたなかで清議派人士は顧憲成・高攀龍らを中心に東林書院に結集するのである。時に萬曆三十二年（一六〇四）のことであつた。

翌三十三年は京察の年であつた。⁽⁴⁷⁾ 當時吏部尙書は空席、吏部左侍郎は楊時喬であつたが、楊時喬が東林派の人物である爲、沈一貫はこれを避けて兵部尙書の蕭大亨に代行せしめようとして沈鯉にこれを阻まれた。そして結局楊時喬らが京察を行ない沈一貫の私黨を排除したのだが、このなかに、さきの事件で沈一貫の意を受けて動いた給事中の錢夢阜らがふくまれていた。この爲、沈一貫は神宗に働らきかけ、京察の結果を報告した上疏を留中しその發效を阻んだ。京察に關する報告が留中された

ことはかつてなかったことである。東林派は内閣に攻撃を集中した。だが、神宗は逆に錢夢皐の處分を解除し、楊時喬らの責任を追及した。

當時こんな諷刺がおこなわれた。⁽⁴⁵⁾ある時、沈一貫の傍らに一山人がいた。錢夢皐が「昔の山人は山中の野人、今の山人は山外の遊人」とたわむれたのに對し、山人の方は即座に「昔の給事は黃門の事を給し、今の給事は相門の事を給す」と言い返したという。本來、朝廷の爲に國是を説いて政治を批判すべき給事中の錢夢皐が、専ら内閣の私人として働いていることを諷刺したものである。

このような狀況のなかで沈一貫に對する彈劾が相次いだ。三十三年五月、候補職方郎中劉元珍が、沈一貫の派閥政治を彈劾する。⁽⁴⁶⁾同六月、浙江道御史朱吾弼が沈一貫の宦官との結託を彈劾する。⁽⁴⁷⁾同七月、兵部主事龐時雍が沈一貫の欺罔誤國の罪を彈劾する。⁽⁴⁸⁾翌三十四年六月、吏科給事中陳嘉訓らが沈一貫の奸貪を彈劾する。⁽⁴⁹⁾

こうして三十四年七月、沈一貫は遂に辭職した。⁽⁵⁰⁾首輔としての在任期間は四年、その間、強化された内閣の權限の上に立つて派閥を形成し、反對派を排除していった。王元翰は「陛下三十年培養されし人材は、半ばは申時行・王錫爵に掃除され、半ばは沈一貫・朱賡に禁錮さる」というが、⁽⁵¹⁾こうして内閣によって排除され、禁錮せられた人材が、東林派に結集していったのであって、とりわけ沈一貫の派閥政治がそれにおいて果たした作用は大きい。萬曆以前には黨がなく、黨が生まれたのは沈一貫が首輔となって以來のことだとする夏允彝の見方はたしかに眞實をつくものである。⁽⁵²⁾

沈一貫が辭職した時、沈鯉も同時に辭職したのだが、これは沈一貫が、沈鯉を内閣に残すならば、後顧の憂いを貽すことになることを恐れて同時辭職に追いこんだのだといわれている。⁽⁵³⁾神宗も亦、礦・税問題などをめぐる沈鯉の硬骨を嫌惡するようになってきていたため、「二沈、共に罷める」という事態となった。二沈の辭任と同時に、沈一貫を彈劾した陳嘉訓と孫居相は夫れぞれ左遷と奪俸の處分に付されている。⁽⁵⁴⁾東林派の人びとは二沈の辭任は、玉石を分たぬ人事であるとしてこれを責めた。⁽⁵⁵⁾

内閣に残ったのは、沈一貫の腹心朱賡のみであった。そこで神宗は、三十五年五月、吏部等の會推の七人のメンバーのうち

から枚卜によつて晉江の李廷機⁽⁵⁹⁾と徳清の葉向高を入閣せしめ、さらに朱賡に命じて、元的首輔王錫爵の再出馬を請わしめる。このうち李廷機は朱賡の推薦によるもので沈一貫の派閥に屬し、王錫爵も亦た「今、一貫去り錫爵を以て首揆に代うれば是れ一貫未だ嘗つて去らざるなり⁽⁶⁰⁾」といわれた程、沈一貫に近い。葉向高は東林派の人物ではあるが、こうなれば孤立は目にみえている。内閣は東林派を排除して神宗に妥協的な政策を續け、國內矛盾は激化の一途を辿らざるを得ないであろう。

李廷機は個人道德の面ではすぐれた人物ではあったが、とうてい閣臣としての力量はなかった。「相の識なく、相の才なく、相の度なく、徒らに小廉極勤を以て忠に似、信に似るも、大柄を窃取すれば、他日、必らず債轅に至らん⁽⁶¹⁾」と猛烈に李廷機を攻撃したのが、給事中王元翰である。攻撃は李廷機の入閣後も續き、王元翰は、李が滿州と通じ國を辱かしたという點を鋭く責めた⁽⁶²⁾。騒然たる攻撃のなかで李廷機が内閣にとどまることができたのは、わずかに九ヶ月のみであった。彼は辭職を願ひ出て門を杜したままそれが許されるのを待った。そして四十年にようやく辭職が許されたのであるが、これについて『明史』本傳は「輔臣、齟齬せられて辱を受け、屏棄せられること積年にして後去るは、此より前、未だあらざるなり⁽⁶³⁾」と評している。だが李廷機を攻撃した王元翰⁽⁶⁴⁾も亦た逆に汚職の罪狀をでっち上げられて告發された。座主湯賓尹のために入閣を畫策した給事中王紹徽が王元翰の支持をとりつけようとして失敗し、これを恨みに御史鄭繼芳に逆に王元翰を告發させたのである。湯賓尹、王紹徽、鄭繼芳はいずれものちに東林派と李三才の攻撃に立つ人物である。王元翰は憤然として職を離れた。都門を出る時、行李はわずかに十餘、これを國門にかつぎあげなかをあらためさせた。のち顧憲成らと學を論じて南京に死歿した。

(三)

さて三〇年代の東林派と反東林派の政争の激化のなかで六部の尙書・侍郎などのポストはその多くが空席のままになっていた。三十四年三月丙申、沈鯉の上奏によれば、六部・都察院の堂上官三十一名のうち二十四名が空席のまま放置されていた⁽⁶⁵⁾と

いう。こうしたなかで李三才は、翌三十五年七月、これら大僚の空席を補充し、科道官を選び、且つ排棄せられた諸臣、つまり東林派の人びとの政界復歸を請うたのであるが、それと同時に王錫爵の入閣を阻止して反對派に大きな打撃を與えることになる、

そもそも官僚が上奏文を奉るばあい、これらは通政司を通じて會極門の帳簿に登録されるのが普通であつたが、内閣はこの通政司を通らない密掲を奉る特權を認められていた。この密掲は「外廷の千言は禁密の片語に如かず」といわれた程、大きな影響力をもつものであつた。これを盛に利用して内閣獨裁をやつたのが、兩張文忠つまり張孚敬と張居正だといわれている。⁽⁶⁷⁾

王錫爵もまた「あらゆる至深至密の私語の、皇上に益あつて外廷に觸れ忤るもの、臣が心に誠を積むも章疏中において直達する能わざるもの」⁽⁶⁸⁾あるが故に、わざわざこの密掲という手段を用い祕密裡に上奏したのである。舊閣臣ということで密掲を使い得たのであろう。ともあれ、王錫爵の密掲は次のようにいう。⁽⁶⁹⁾

「臣惟うに人臣の義は犯すあるも隠す無きを以て忠と爲し、直を賣り名を沽るを罪となす。方今、内外の章疏、連篇累牘、時政を指陳するも其れ果して犯すあるも能く隠す無きものありや。臣、遠きに在りと雖も毎に竊かに觀るに、邸報中、惡言詈語、總べて乘輿を斥け、鬼泣神號、遍ねく都市に傳えらる。甚だしくは清朝を誣指して叔季となし、危亂を崇朝に逆決す。皇上は但だ禽獸を以て之を畜なわれ、一切置きて理めず、以爲らく、我が量、大なれば正に煩言せざるも彼の氣衰えたれば久しくして當に自から定むべしと。知らず、此の輩、方に皇上の瞋^{いか}られず喜ばれざるを待みて因りて此の賣直沽名の計を行なうを得たるを。將來、其の氣、愈々盛なれば其の言、愈々長ぜん。豈陵詬誶の禍、又た今日より甚だしきものあらんや。臣、之を聞きて曰く、主、辱しめらるれば臣死せん。又た曰く、君に禮無き者を見れば鷹鷂の鳥雀を逐うが如からしめん。今、皇上の辱しめらるること甚だし。小臣の禮無きこと極まれり。臣が身は未だ朝に立たざるも夙に心膂を叩^{たた}うすれば、皇上の爲に三たび辱しめを免がる^{はかりごと}る圖を思い、以て鷹鷂の一撃にちからしめざるを得ん乎。」

密掲はこのあと、礦・税の停止や宦官の撤退について論じるのであるが、これらは當時の外廷のほぼ一致した主張であつてわざわざ密掲を用いて上奏せねばならぬという性質のものではなかった。したがつて密掲の主眼は、王錫爵・沈一貫・李廷機らに加えられる東林派言官の攻撃に對して自からの立場を擁護するとともに、これら攻撃の輿論を、あたかも「禽鳥の音」(『明史』)のごとくに考えて顧慮の必要のないことを神宗に要請する點にあつた。そして彼自からは、「鳥雀を逐う鷹鷂」として内閣に再登場しようとしたのである。

この密掲が、家人王勉の手によって北京に送られる日、王錫爵は「香を焚いて天に告げ、手づから開き手づから閉じ、一人をも與聞せしめ」なかつた。だが王勉は途中、淮安に李三才を訪ね、その内容を李三才にキヤッチされてしまつたのである。李は王勉を酔いつぶれさせ密掲の入つた箱を開けて文章を改竄しようとしたのだが、この密掲が王錫爵の孫で有名な書家の王時敏の筆で書かれていること(これについては密掲中に言及がある)を知つて改竄を斷念し、内容を抄録するにとどめたという。王錫爵の身邊にまで李三才の工作が及んでいたことはあきらかであろう。こうしてこの密掲は北京に到着するまでに東林派の人びとのなかに情報として流れていたのである。この情報にもとづいて三十六年九月乙酉、戶科給事中段然が王錫爵の彈劾に立つた。⁽⁷³⁾その攻撃の中心が、言官からの上奏を「禽鳥の音」のごとくに無視してもよろしいという點にあつたことはいうまでもない。王元翰⁽⁷⁴⁾らも亦た上疏して王錫爵を追及した。こうして王錫爵の再出馬は阻止されたのである。顧憲成はこのことにおいて果した李三才の役割を高く評價し『自反錄』のなかで客の問いとして次のように述べている。⁽⁷⁵⁾

「漕撫(李三才)の重んずべきは特にその才を以てするのみならず、その節を以てす。特にその地方に功あるを以てするのみならず、その世道に功あるを以てす。その世道に功あるや、特に其の能く權閥を御するを以てするのみならず、其の能く權相をも御するを以てす。其の權相を御するに至りては又特に喬道長の云う所の蘭溪(趙志臯)、四明(沈一貫)を木偶とし、山陰(朱賡)、新建(張位)を嬰兒とするを知るのみならず、乃ち婁江(王錫爵)の出づるを遏むるに在るのみ。何となれば婁江の再起は正に否泰夬姤の一大機なり。然うして密掲未だ發かれざるの先は、言う者猶お半ば含み半ば吐く。

意、規諷を存するも其の辭、婉なり。密掲、既に發かれし後は乃わち始めて明らかに指して痛く傾國を斥ぞけ之に唾きして假借することなし。其の辭、嚴なり。婁江の進退は此より決す。向きに是の著をして出ださざらしむれば婁江は必らず幡然として召に應ぜしこと疑い無きなり。婁江、既に幡然として召に應ずれば、四明、必らず且に連茹して進むこと疑い無し。四明、既に連茹して進めば福清（葉向高）、必らず且に歸德（沈鯉）の續となること疑い無し。而して邪正の消長も亦た此れ従り決せん。故に人は但だ今日の朝廷は全て一福清に頼るを知るも福清の得て以て晏然として其の位に安んずるは、實に婁江の出づるを果たさざるに由るを知らず。人、亦た福清の得て以て晏然として其の位に安んずるは、全て婁江の出づるを果さざるに頼るを知るも、婁江の出づるを果さざる所以の者は實に段給諫の密掲の一疏、以て其の命を制する有るに由るを知らず。密掲に至りてはまた傳うるに漕撫に自るなり。豈に社稷第一の功に非らずや。」

つまり、王錫爵の再出馬が成功すれば、沈一貫も復歸することになり、唯一人の東林派の閣臣葉向高は、かつての沈鯉同様、孤立せざるを得ず、政權は完全に反東林派に掌握されることになる。だが密掲が暴露されたことによって王錫爵に對する公然たる攻撃が可能となりその再出馬を阻止し得たわけで、その意味で李三才は「社稷第一の功」を果したものととして、最大限の賛辭を送っているのである。東林派の指導者たちはこの「蘭溪（趙志皋）四明（沈一貫）を木偶とし、山陰（朱賡）新建（張位）を嬰兒として」現役の首輔をも操った李三才の政治力に依存しつつ、在野から政治を主導したのであった。

この事件から間もない三十六年十一月、朱賡が官に卒した。⁽⁷⁶⁾ 沈一貫とは同郷の浙江であり、その片腕でもあった彼が卒したとなれば、首輔の座につくのは李廷機である。だが彼に對する言路の攻撃が強化されるなかで、李廷機が政務を放棄してしまつたことはさきに述べたとおりである。

内閣にのこつたのは葉向高一人である。閣臣の缺員を補充することが急務であつた。このとき李三才を推す動きが東林派の内部から出て來たとしても當然のことであろう。李三才に對する期待が大きかつた。たとえば高攀龍の「大司徒修翁李先生七十序」は礦・税阻止に果した役割を大きく評價した上で客の言葉として次のようにいう。⁽⁷⁷⁾

「天下の人、先生をして入りて計を乗らしむれば、度支、給らざるを虞えざる乎と曰わざるはなし。又た先生をして入りて樞を乗らしむれば、垢を爬し蠹を剔し、事に備えありて戎に生心無きに庶き乎と曰わざるはなし。又た先生をして入りて憲を乗らしむれば、是は是と曰い非は非と曰い、國是、其れ定まるあらん乎と曰わざるはなし。又た先生をして入りて銓を乗らしむれば、直なる者は擧げ枉なる者は錯ぎ、俊傑、位に在るに庶き乎と曰わざるはなし。又た先生をして入りて天子に相たらしむれば、官府を一にし閣部を削せ、順治威嚴、日を計りて臻すべきに庶き乎と曰わざるはなし」。

つまり、戸部尙書になれば財政をととのえたであらうし、兵部尙書になれば、軍事力を強化し得たであらうし、都察院の御史になれば是非をあきらかにし國是を確立したであらうし、吏部尙書になれば、人材を登用したであらうし、大學士になれば朝廷と官僚、内閣と六部を調停しえたであらう、という。このような興望を荷う李三才を、東林派が内閣に送りこもうとしたのは當然であろう。三十七年一月、李三才は考滿を以て漕運總督戸部尙書左副都御史を加えられたが、あたかもこの時、さきの給事中段然らが、内閣の缺員は翰林院出身者でなく外僚で補充すべきだと主張した。元來、内閣は敕旨の票擬を任務としたため、文章力のある翰林院出身者が多かったのだが、それよりも政治に通達した外僚を入閣させようというわけである。これは李三才の入閣の地ならし工作だと考えられた。もし李三才が入閣するとすれば、沈一貫ら反對派は決定的な窮地に立つことになる。ついで都御史のポストが空いた。これまた人事權を握る重要なポストである。李三才の就任は何としても阻まねばならぬ。こうして最初に李三才彈劾に立上ったのは、沈一貫と同郷の工部屯田司郎中邵輔忠（定海の人）であった。彼は李三才の貪・險・假・横の四點を列擧する。貪とは黃正賓を各地に派遣し郡邑を恐嚇して賄賂を取立てていること、險とは古董珍貴の類を神宗に進奉すると稱して横領し罪を陛下になすりつけていること、假とは不廉不軌を以て他人を罵りつつ自からは法を無みして派閥を形成していること、あるいは依阿を以て他人を罵りつつ自らは皇親や内官と結托していること、横とはひそかに王侯にも比する日常生活を送っていることである。

「およそ海内の名流の陛下の爲に耳目を用いし者は餽遺を以て之と結び、陛下の爲に山林に斥逐せられし者は請托を以て

之を招き、道學に藉りて名となし、賢豪に依りて立脚し、或いは端なくして流涕し、或いは故無くして感慨し、天下の士をして靡然として風に従い機に乗らしめ、躁進する者はその幕下に依り、時に感じ事を憂うる者は誤って其の套中に入る。一時、只だ、三才あるを知り、陛下あるを知らず、

という。この李三才が總憲（都御史）をねらっているのであって、天下の大事は今や天災にあるのでもなく虜患にあるのでもなく、李三才の如き人物が政權を奪取しようとしている點にあることを述べたものであった。

ついで翌三十八年一月には徐兆魁（廣東東莞の人）⁽⁸¹⁾が李三才の「奸貪、大いに著われ」、「黨を結んで私を行な」っていることを彈劾する。⁽⁸²⁾徐兆魁は「初めは沈一貫に附し、一貫の去れるや李廷機に附し」たという人物である。これに對して李三才が辨明、ついで工科給事中馬從龍、御史董兆舒、彭端吾、南京工科給事中金士衡が、李三才の冤を辨じた。⁽⁸³⁾このような兩派の對立の激化のなかで顧憲成は、二通の手紙を吏部尙書孫丕揚に送り李三才の爲に辨じた。前年末葉向高に送った手紙と併せて「三書」と呼ばれるものである。宣大巡按の吳亮はこのうちのあとの二書を抄録し、北京の各衙門に送った。⁽⁸⁴⁾郷居の顧憲成がこのように葉向高らに手紙を送り、中央の政治を動かそうとした故に、東林は「遙かに朝權を執る」⁽⁸⁵⁾の非難を被るようになったといわれている。この三書はまもなく彼自身の手によつて『以俟錄』⁽⁸⁶⁾としてまとめられた。以俟とは後世の審判を待つ⁽⁸⁷⁾の意で本書は今、尊經閣文庫に所藏されている。

こうしたなかで、李三才をめぐつて議論が沸騰する。二月、南京兵部職方司郎中錢策が「賄賂公行し、紀綱、地を掃く」の罪狀を述べて李三才の免職を請う。⁽⁸⁸⁾同四月、戸科給事中王紹徽（咸寧の人）⁽⁸⁹⁾が、李三才彈劾の上疏を發してその取調べを行なうことを請う。⁽⁹⁰⁾同月、戸科給事中徐紹吉が、續いて同五月、王三善（永城の人）⁽⁹²⁾がおなじく論争に結論を出すことを請う。⁽⁹³⁾同月、禮科給事中周永春が李三才を解任せんことを請う。⁽⁹⁴⁾このような甲論乙駁の議論も全體としてみれば「參する者什に一、保する者什に九」⁽⁹⁵⁾であつて、李三才を支持したものが壓倒的に多かったのであるが、それにもかかわらず李三才は結局、病を以て漕運總督を免ぜられるに至る。⁽⁹⁶⁾三十九年（一六一一）二月のことであつて、李三才の政治生命はこれを以てひとまず終を告げ

ることになったのである。

この過程で反東林派の結束が固められ、國子監祭酒湯賓尹⁽⁹⁷⁾（宣城の人）を中心とする宣黨、諭德顧天竣⁽⁹⁸⁾（崑山の人）を中心とする崑黨、沈一貫を中心とする浙黨などいくつかの出身地を媒介とした人脈が出来上つていったのだが、これに對して東林派は三十九年の京察で反撃を加えた。吏部尙書孫丕揚⁽⁹⁹⁾が、秦聚奎、湯賓尹、王紹徽らを處分したのである。

五月、こんどは反東林派の給事中朱一桂、御史徐兆魁が東林派を攻撃する⁽¹⁰⁰⁾。

「臣、今日天下の大勢を觀るに盡く東林に趨る。今年、計典の誤は實に此に由るなり。蓋し、無錫縣に東林書院あり。宋儒楊時の祠なり。顧憲成は謫官せられてより歸り會して林居し、諸臣、此に講學せり。未だ幾くならずして其の徒、日ごとに衆く、有司を挾制し、鄉曲に憑凌す。門、遂に市の如し。黃正賓なる者は賃郎を以て冒遷し謫名せられ、因つて、淮撫と結ぶ。東林の至る所は、郡縣、一喜一怒し、諸に有司の禍福を繋ぐに足るとす。凡そ東林の講學の至る所、主從百餘、該縣、必らず先に厨傳を設け、執事を戒しむ。館穀程席の需は二百金上下に非ざれば辦ずること能わず。會講中、必らず襍うるに時事を以てし、講畢れば立ちどころに刊して遠近に傳布し、各邑の行事、之と左^な者は必らず速やかに改圖して其の令、乃わち安んずるを得。今已に浙中諸郡に及ぶ」。

これは反對派の言であつて、果して東林派が地方政治にどこまでくい入つていたかは、今後に残された大きな研究の課題であるが、知縣などの層までが、この黨争とは無關係ではあり得なかつたことが知られよう。この黨争は李三才失脚 גם 益々激化するのであるが、紙數の關係上、これについてはいづれ稿を改めて論ずることにし、李三才のその後についてだけ簡單にふれておくことにする。

郷里に歸つた李三才は、雙鶴書院を建てて學を講じたが、その聲望を慕つて集まってくるものが多かつた。このため御史孫居相が彼の政界復歸を畫策するが、失敗し、かえつて反東林派の攻撃をよびおこした。四十三年李三才は、官有地を霸占し、皇木を横領した郷紳として攻撃され削籍される⁽¹⁰³⁾。天啓年間、反東林派の力が弱體化した時期に南京戸部尙書に起用されたが、⁽¹⁰⁴⁾

任につかないうちに卒した。天啓三年（一六二三）である。

遺言に従って彼の亡骸は、漢の張湯の故事に倣い、柳木の棺に收められ牛車に乗せて葬むられた。張湯が自殺した時、その母は「湯は天子の大臣なるに、惡言に汙^{けが}されて死す。何ぞ厚く葬らんや」といつて厚葬に反對したというが、張湯同様、「惡言に汙^{けが}されて」死んだ李三才は大臣としての任務を果し得なかったことを恥じてこのように遺言したのであるか。その墓壙には墓志もなく、墓碑も立てられなかった。⁽¹⁰⁶⁾

(四)

すでに述べたように、李三才に對するごうごうたる非難のなかで顧憲成は葉向高らに手紙を送って李三才の爲に辯じたのであるが、これについて、その信頼のあまりに過ぎることを批判するものがあった。これにこたえて彼は李三才問題についての書簡などを編集して『自反錄』を刊行し自らの立場をあきらかにしている。⁽¹⁰⁷⁾『自反錄』とは「新法の行なわれしは、吾黨も亦太過ちありしなり。豈に獨り王安石を罪すべけんや」という程子の言葉に眞理を認め、東林派の側の責任をも自ら反省しようとするものであるが、ここではたんに李三才にたいする評價に止まらず、彼の政治にたいする考え方が展開されていて、東林派の政治思想を知る上で頗る興味深いものがある。以下、その要點を簡単に紹介して小結に代えたい。

これによれば、顧憲成も李三才が世上非難されるような個人道徳上の若干の問題があつたことを否定するものでは決してない。李三才には骨董あつめの趣味があつたが、⁽¹⁰⁸⁾たいへんな浪費家で賄賂をとっているといううわさが絶えなかった。貪撫李三才とは反對派が彼に奉った呼名である。だが顧憲成はこのようなことは個人道徳の次元の問題であつて政治の次元からするならば、問題にする必要はないという立場をとる。三代以上の聖人はともかくとして秦漢より今日に至る二千年の間、豪傑の士は數多くいたが、缺陷のない完璧な人間など一體どこにいたろうか。宋の李綱や趙鼎などはたしかに一代の卓越した人物で

はあつたが、「揮霍」(浪費)という點からすれば李三才に十倍するものがあつた。しかしそのことは決して彼らの豪傑たる所以を損なうものではない。

「凡そ人を論ずるには當に其の趨向の大體を観るべし。趨向、苟し正しければ、即い小節の出入あるも君子たるを失せず、趨向、苟し差^{たが}えば即い小節の觀るべきあるも終に小人に歸す。又た聞くに國家を爲むるものは陽を扶け陰を抑うるより要なるはなし。君子ならば即い不幸にして註誤あるも當に保護愛惜して之を成就せしむべし。小人ならば即い小過あるも當に早^{すみ}やかに排絶し、後患を爲すこと無からしむべし。又た聞くに古來の豪傑は種々同じからざるあり。或いは謹嚴、或いは闊大、或いは惛惛、或いは揮霍、其品は人人殊なれり。之を總ぶるに各々一局を成せば各々其の豪傑たるを害なわざるなり」⁽¹⁰⁹⁾。つまり、人物を評價するばあい、小節^{せうせつ}私的個人道徳によるのではなく、「趨向の大體」によるべきこと、君子と小人とを辨別し、君子には若干の誤ちがあつても君子の君子たる所以を十全に發揮できるよう保障すべきこと、豪傑には様々のタイプがあるが、畫一的に考える必要はなく、それぞれの人間の特性をその特性において認めるべきこと、などの原則を以て、それに基づいて結論を出すべきだとするのである。

それではそのような私的道徳に對置さるべき「趨向の大體」、あるいは君子たる所以、豪傑たる所以を、彼らはどこに求めようとするのであろうか。李三才にたいする評價が示すように、彼らはそれを公^{こう}政治的道義の實現において認めようとする。そこでは從來の士大夫意識からすれば、ありうべからざることであつた宦官との連携すらも、天下の公を顧りみて必要であるならば承認せられ、「一身の名節」^{いしんのめいせつ}私は否定させられるのである。それは私的個人的道徳をはなれて獨自の原理に従つて動く政治世界の承認といつてもよいであらう。かつて反東林派が李廷機を推したとき「天下、豈、全人あらんや。……李廷機は清正の二字もて挙朝推す所なり。即い小失あるも何ぞ其の君子たるを害なわんや」⁽¹¹⁰⁾と、一見顧憲成と同じことを主張しながらも、實は李廷機をその「清正」の道徳に於て推そうとしたのとは全く逆の、政治と道徳との關係であるといえよう。

この私に對立するものとしての公を、顧憲成は民衆の輿論のなかに求めようとする。李三才の貪婪を責める反東林派に對し、

彼は民衆の輿論にこそ聞くべきことを主張して客の言葉を借りつつ次のようにいう。舊稿にも引いた言葉を今一度引用しよう。

「其の縉紳の口に徴を取らんよりは細民の口に徴を取るに若かず。其の長安の人に徴を取らんよりは地方の人に徴を取るに如かず。吾、願わくは、言者、試みに淮揚數百里の間に就きて一たび詢るを致されよ。其の漕撫に於て果して之を戴くこと父母の如きや。抑々之を疾むこと仇の如きや。果して所在に尸祝せるや。抑々所在に詛呪せるや。豈に亦た較然として分明ならずや。嗟乎、耳目の官は錢を以て買わる。山林の士は錢を以て買わる。卽い大内も亦た錢を以て買わる。乃るに漕撫、淮を發するの日、諸父老、群呼して隊擁し、相與に輿を頂^もめて號哭して行くを得ず、既にして舟に抵るや、復た號哭して之に隨い、相與に纜を奪いて行くを得ざらしめしも亦た錢を以て買わるや。然らざれば彼れ何ぞ貪撫に利ありて戀戀として是の如きや。將た長安に公論ありて地方に公論無きや。抑々縉紳の風聞は是れ實錄にして細民の口碑は是れ虚飾なりや。何ぞ旁より觀る者は猶お代りて切齒を爲し其の肉を食いて其の皮に寢處せざるを恨むに、身親しく之に當る者は反つて讐とする所を德とし怨む所を恩とす。好惡、人と殊なれるや。則ち安んぞ其の故を思わざる可けんや。此れ又た漕撫の一大公案なり。」⁽¹¹⁾

これを聞いた顧憲成は「この言葉を聞いてみると葉向高らに宛てた『漕撫を救うの書』の意味は薄れてしまった」と、全面的な賛意を表しているのだが、じつは彼自身これと同趣旨のことを「吳懷野に與うるの書」(『涇臯藏稿』卷五)に於て語っていて、これは彼自身の考えでもあったとみてよい。このように彼は都市と地方、縉紳と細民とを對立させ、むしろ後者の側に天下の公を認めようとしているのである。それは宦官はむろんのこと、内閣を媒介として官僚の一部をも自からのうちに取りこんだ皇帝の私的權力の異常な肥大に對して、むしろ民衆の輿論に公を認め、それに依據しつつ彼ら自身の側の正當性を主張しようとしたものといえるであろう。このことはむろん彼らが民衆の輿論や行動を無限定に支持したということの意味するものではけっしてないが、⁽¹²⁾それにもかかわらず、それが、いわゆる朋黨としての私黨から公黨へと脱皮してゆく一つの過程であったことは否定できないであろう。だが、彼らは公黨としての組織體制をまだ十分に整えることはできず、李三才の如き個人の

政治手腕に多くを期待せざるを得なかった。道德と政治は分離されつつあったけれども、その政治世界を生きぬいてゆくだけの組織的な政治力量をいまだ十分には具えるにいたってはいなかったのである。

注

- (1) 『明史』卷三〇六王紹徽傳による。『東林點將錄』の内容は文秉『先撥志始』卷上に收録されている。文秉によれば「(王)紹徽は復た『東林同志錄』を造り諸賢の姓名を羅列せり。又た韓敬は『東林點將錄』計一百八人なるものを造り、都門に郵致し、籍を按じて搜索せり。ここに於て諸賢、禍いを受け、一人として遺漏せるもの無かりき。『點將錄』はもと王紹徽の作所と傳えらる。『同志錄』は未だ抄傳を見ず。或いは是れ韓敬、紹徽の原本に因りて之を増改せしものならんか」と記している。
- (2) 例えば虞斌「屏晁蓋是爲了鼓吹投降主義」(『北京大學學報』一九七五年五期)は、毛澤東の文章を引用した上で、「水滸傳が晁蓋を(百八人から)除外したのは、投降派である宋江を突出する爲であり、宋江の投降主義路線を宣揚する爲であった」と述べている。
- (3) 孫承澤「李淮撫三才」(『皇明文海』卷八八)
- (4) 『漕撫小草』については、顧憲成「中丞修吾李公漕撫小草序」(『涇臯藏稿』卷六)の外、趙南星「漕撫小草序」(『味檠齋文集』卷五)がある。葉向高「中丞李公撫淮疏草序」(『蒼霞草』卷六)、鄒元標「漕撫疏草序」(『存眞集』卷二)の「撫淮疏草」等も同一のものである。
- (5) 李三才については、『明史』一三三二に本傳があるほか、注(3)前掲の傳および、陳鼎『東林列傳』卷一六に李三才傳がある。このほか、顧憲成「贈山東僉憲李道甫敘」(『涇臯藏稿』卷八)、同「奉賀修吾李先生督左副都御史序」(同上卷九)、高攀龍「大司徒修翁李先生七十序」(『高子遺書』卷九下)、曹于汴「修吾李先生巡撫江北序」(『仰節堂集』卷二)、沈鯉「李中丞生祠記」(『亦玉堂稿』卷七)、
- (6) 葉向高「修吾先生像贊序」(『蒼霞草』卷七)、文秉『定陵註略』卷九淮撫始末が參考になる。
- (7) 明末の政治史を黨爭史として扱ったものとしては、謝國楨『明清之際黨社運動考』(一九三四 商務印書館)があるほか、最近では溝口雄三氏「いわゆる東林派人士の思想——前近代期における中國思想の展開——」がこの闘争を「皇帝宦官派の皇帝一元的な國家ヘゲモニーに對する鄉村地主ヘゲモニーの闘争」としてとらえ、思想史と經濟史の面から鋭いアプローチを加えられた。私自身もかつて「東林派とその政治思想」(『東方學報』二八冊)を發表したことがあるが、當時は私自身の關心が、黃宗羲の『明夷待訪錄』の前史としての東林派の政治思想にあったため、東林・反東林の黨争の政治過程についてはごくかんたんにしかふれていない。最近は明代文集もほとんどのものが京都でみられるようになった爲、これらをもとに黨争の具體的な政治過程をあらためて書きたいと考えている。
- (8) 李三才の生年は不明だが、前記高攀龍の「大司徒修翁李先生七十序」は、天啓初年のものと思われるので、天啓三年の歿時には、李三才は七二〜三歳ではなかったかと推測される。そうであるとすれば生年は、一五五二〜二年であるが、これは目下のところ別の資料によって確認できてはいない。
- (9) 沈鯉『亦玉堂稿』卷一〇
- (10) 『萬曆野獲編』卷七 内閣密揭
- (11) 顧鍾英『顧端文公年譜』萬曆八年の條
- (12) 同 右 萬曆九年の條
- (13) 『明史』一三三二 魏允貞傳。全文は『皇明經世文編』卷三八七に收録されているが、ここでは内容を節略する爲に『明史』卷三三二魏

允貞傳によった。なおこの上奏の行なわれた年月は『實錄』によって確認できなかった。しかし、後述する申用懋が萬曆十一年に進士に合格して、その直前にこの上奏が行なわれたとすれば、萬曆十一年ということになる。

(13) 伍袁萃『林居漫錄』卷一に「閣臣、國を柄^{つか}てより、京外大計は、銓部、必ず先に稟白す。之を請教という。愛する者は不肖なりと雖も必ず留め、憎む所の者は賢なりと雖も必ず去る。故事を成すこと久し。」但し、この點について朱賡は、萬曆三十五年九月辛卯朔の上疏のなかで「臣、入京より六年なるに絶えて吏部、人才を進退するの事を以て内閣に關白するを聞かず」(『神宗實錄』卷四三八)と述べており、内閣と吏部の對立のなかで人事權がどのように動いていたかは歴史的に検討する必要がある。

(14) 注(一)に同じ。
(15) 礦・税問題については、丁易『明代特務政治』第三章 全國經濟的大搜刮参照。

(16) 『御選明臣奏議』卷三二 田大益「陳礦稅六害疏。」
(17) この上疏(以下第一疏と略稱) および一ヶ月後に上奏された上疏(第二疏と略稱)の全文は、顧憲成序『萬曆疏鈔』卷二九礦稅の部に收録されている。但し上奏の日付は夫々『神宗實錄』によった。

(18) 第二疏には次のようにいう。「皇上、仁孝明決なること天性に本づかるれば、臣の此疏(第一疏)を得れば將に必ず慨然として太息せられ、潜として涕を出だし「何ぞ礦稅の四方を流毒すること此の如きか……」と曰い……沛に明詔を下し、悉く各役を罷め、崇朝を俟たずして兩畿に始まり四海に達せられん。今、既に月餘なり。首を翹^{たか}し足を跋^はげるも未だ之れ或いは聞かず。……數日以來、遠邇傳聞すらく、凡そ章奏あれば、但だ鑛稅に係れば即ち高閣に束ね、一切省りみられずと。臣且つは信じ且つは疑い、且つは驚ろき且つは駭く。斯の言、信なりせば是れ治亂存亡の機なり。」

(19) むろん彼は革命の必然なることを述べているだけで革命を積極的に

肯定するとはいっていない。むしろ一觸即發の危機的な状況であればこそ、革命を回避し不忠の諂りを避ける爲にこのような上奏を奉ったということであって上疏としては當然のことであろう。

(20) 『明史』卷三〇五 高淮傳に「大學士趙志皋・沈一貫より而下、廷臣諫むる者、百餘疏を下らず」という。

(21) このことはむろん黃宗羲が李三才から影響を受けたという直接的關係を主張するものではない。黃宗羲は青年時代から、奏議や邸鈔の類を讀んだと伝えられており、鑛稅をめぐる君主批判に觸れる機會が多かったと思われる。萬曆のこのような時代風潮の全般から影響を受けたと考えられるのである。

(22) 沈德符『萬曆野獲編』卷六「陳增之死」

(23) 沈鯉『亦玉堂稿』卷七

(24) 萬曆三〇年閏二月甲午、李三才は「勘議河工截留漕糧疏」(『皇明經世文編』卷四二〇、『神宗實錄』卷三六九同月同日)を奉り、漕糧を截留して河工の費十九萬餘にあてたいと上奏したが、同月丁未趙世卿が財政困難を理由に反對している。

(25) 『明史』の本傳。

(26) 同右

(27) 『明史』卷二一九 趙志皋傳。

(28) 『明史』卷二一九 張位傳。

(29) 注(27)に同じ。

(30) 伍袁萃『林居漫錄』別集卷四。

(31) 注(28)に同じ。

(32) 伍袁萃『林居漫錄』別集卷四。

(33) 『明史』卷二二八 沈一貫傳。

(34) 『明史』卷二二九 朱賡傳。

(35) 注(33)に同じ。及び『神宗實錄』萬曆三〇年二月己卯の條。

(36) 「歷陳國勢病繇疏」(『皇明經世文編』卷四二二)。

(37) 五八四ページの邵輔忠の彈劾文では「人に逢えば慢罵するに依阿を

以てするに……田義と結びて兄と爲し、成敬と結びて友となす」と述べている。

- (38) このほか沈一貫は、兩淮稅監の魯保が關防を受領して江南・浙江の織造を兼ね督することを請うた時、これを與えることを主張し、これに反對する沈鯉と對立している（『明史』卷二六郭正城傳）

- (39) 『明史』卷二一八、沈鯉傳。

- (40) 高攀龍「龍江沈先生泰交始末」（『高子遺書』卷一〇）には次のようにいう。「後、閣臣を推すに、吏部、首に先生の名を列ぶ。上見て即ち欣然として首點す。四明（沈一貫）能く過む無きなり。然れども四明（沈一貫）は吳縣（申時行）、太倉（王錫爵）の衣鉢を傳うるもの、素と先生を忌む。又た素と上、先生を眷（た）うを知れるなり。」以下の文章はいずれも上記資料によったが、長陵の燒失の日付については、中華書局版『明史』二一八沈鯉傳の注によった。

- (41) 『明實錄』卷四一六 萬曆三十三年二月壬寅の條。

- (42) 『明實錄』卷四二一 萬曆三十四年五月丁酉の條。

- (43) 以下の文章は陳矩の關係について述べた部分のみを抽出したが、全體の基調はむろん宦官との關係を否定することにある。その要旨は、宦官と關係があつたとすれば外廷は瞞（ま）ましおおせても内閣までは瞞（ま）ましおおせない。もし自分についての噂が事實であるとすれば生命はとくに沈一貫の手に落ちていただろう。陳矩の工作は結局失敗したが、このことで諸君子が私を罪しようというのなら言葉もない。沈鯉は「私（李）が宦官と關係のないのは事實だが、弟の妻は陳蘭の姪女だそうだ」と云っているが、先考の誌文をみても内外に陳姓のものはいない。

- (44) 注(39)に同じ。

- (45) 楚王の獄については『定陵註略』卷六 楚獄始末參照。注(6) 謝國楨前掲書。

- (46) 同 右 謝國楨書

- (47) 同 右

- (48) 伍袁萃『林居漫錄』卷一

- (49) 『神宗實錄』卷四〇九 萬曆三十三年五月癸巳の條。

- (50) 同右卷 四二〇 萬曆三十三年六月丁卯の條。

- (51) 同右卷 四二一 萬曆三十三年七月丙子の條。

- (52) 同右卷 四二三 萬曆三十四年七月癸未の條。

- (53) 『明史』卷二一七 沈鯉傳は「沈一貫の將に去らんとするや、鯉在れば已れに後憂を貽さんことを慮り、俱に去らんと欲して密かに之を傾く。帝も亦た鯉の方鯁を嫌ひ、鯉の休めんことを乞うに因りて遽かに命じて一貫とともに致仕せしむ。」といい、同卷二一八沈一貫傳には同時辭職を述べたのち「一貫、獨り溫旨を得、賡、之を右（た）くと雖も、論者、益々其の内援あるを嘗る。」という。

- (54) 王元翰「天心譴告甚切人事挽回宜早疏」（『凝翠集』疏草）『雲南叢書』所收

- (55) 談遷『國權』卷八〇 萬曆三十四年七月戊辰の條。

- (56) 注(39)に同じ。

- (57) 注(52)に同じ。

- (58) たとえば王元翰「政本虛人廷推難緩疏」（『凝翠集』疏草）姜士昌「請召還言事諸臣疏」（『御選明臣奏議』卷三四）。伍袁萃『林居漫錄』別集卷一。

- (59) この時の枚卜と李廷機入閣についての東林派、反東林派の争いについては『神宗實錄』卷四三三 萬曆三十四年五月己卯の條にくわしい。

- (60) 注(58)姜士昌上奏。

- (61) 劉宗周「明故徵仕郎工科右給事中聚洲王公墓誌銘」。上疏の全文は「政本重地不宜怨納匪人疏」（いずれも『凝翠集』所收）

- (62) 「奸輔挑釁誤國疏」（『凝翠集』）

- (63) 『明史』卷二一七 李廷機傳。

- (64) 王元翰については注(61)劉宗周墓誌銘、錢謙益「明故工科右給事中聚洲王公墓表」、倪元璐「王諫議傳」、范鳳翼「明工科右給事中王公

行狀」(いずれも『凝翠集』所收)参照。錢謙益は上記の墓表のなかで「向きに鄭の謂う所の金錢鉅萬は其れ將た化して飛塵となりしや、蕩けて冷風となりしや。已にして其の説を變じて以て寄頓藏害と爲せし者、其れ將た之を天上に寄せしや。之を地下に埋めしや。故書篋に滿ち敝衣身を周らす。生きては以て家を爲すなく、死しては以て殮をなすなし。公の冤狀、始めて大いに海内に白らかなり。聞く者、之が爲に旁徨歎泣するも公已に作すべからず」として其の無實を訴えている。

(65) 『神宗實錄』卷四一九 同日の條。

『神宗實錄』卷四三六 萬曆三十五年七月辛卯の條は李三才の上奏を簡単に書いたのち、「鄧元標、趙南星、顧憲成の三人の爲に發するなり。是れより疏を上り、舊相の時事を談する者、又日ごとに止むべからず」という。

(66) 沈德符『萬曆野獲編』卷七「内閣密揭」

(67) 王錫爵『王文肅公文集』卷五二密奏。

(68) 同右

(70) 王錫爵の密揭については『萬曆野獲編』卷九「王文肅密揭之發」によれば丁未の年(三五年)李三才が抄傳したものと傳えられ、李三才自身もこれを認めているが、陳繼儒によればこれは事實ではなく、王錫爵の一族で彼に恨みを抱いていた王岡伯が王錫爵の僕人に賄賂を送り、鍵を盗んで寫した上、文章を書改めて、段然らに送った。李三才は東林派の人々に媚びて入閣しようとしてこれを利用したにすぎない、という。

(71) なおこの點については、王錫爵の「密揭を辨論するの疏」のなかに「疏を發するの日、臣は香を焚き天に告げ、手づから開き手づから閉ぢ寔に一人だも與聞せしめざりき。竟に是れ何人が傳洩せしや、審らかならざりき。又た何人、盡く其の詞を改ため、且つ惡言の所謂奸黨傾害し、明比して私を行ない、及び姜士昌、公を事とし私を心とす等の語を添造して盡く段然の疏に入れしや、審らかなら

ざりき。」(『王文肅公文集』卷五三)と述べており、段然らが手に入れた資料には内容的に挑發的な若干の變更が加えられていたのかも知れない。

(72) 『萬曆野獲編』卷七「内閣密揭」には「此の揭、未だ御覽に達せざるに東南の正論の諸公……已に家に一通あり」と云う。

(73) 『神宗實錄』卷四五〇 萬曆三十六年九月乙酉の條。なおこの段然の上奏文は『萬曆邸抄』にその内容が收録されている。これについて顧憲成は「段幻然給諫に復す」(『涇皐藏稿』卷五)という書簡を送り「密揭の一疏は功は社稷に在り。」としてその果した政治的役割を高く評價した。

(74) 王元翰「巨奸塗面喪心比私害國疏」(『凝翠集』)、なお日付は『神宗實錄』卷四五二 萬曆三十六年十一月庚寅の條。

(75) 顧憲成『自反錄』

(76) 『神宗實錄』卷四五二 萬曆三十六年十一月壬子の條。

(77) 『高子遺書』卷九所收。但しこれはこの時期に書かれたものではなく、天啓年間に入ってから文章だと思われる。

(78) 南京戸科給事中段然等言「祖宗、相をトするは、原とより一途に非らず。宰相を詞林に求むるは殊に舊典に非らず。乞うらくは内・外均しく用うることを先朝の黃淮・楊士奇等一十三人の例の如くせられんことを」(『神宗實錄』卷四五四 萬曆三十七年正月己酉の條)

(79) 『明史』卷三〇六 邵輔忠傳。

(80) 『神宗實錄』卷四六五 萬曆三十七年二月乙丑の條。

(81) 『明史稿』列傳一二〇 徐兆魁傳。

(82) 『神宗實錄』卷四六六 萬曆三十八年一月癸卯の條。

(83) 『神宗實錄』卷四六七 萬曆三十八年二月癸丑の條。

(84) 「顧憲成年譜」萬曆三十八年の條。なお、これと前後して顧憲成は鄒元標にも手紙を送り(與鄒南阜「涇皐藏稿」五)、李三才に對する世間の非難を正すように訴えている。これによれば、伍客菴は「數年前、南阜、嘗って、内、多欲にして外、仁義を施すを以て漕撫を

刺す……」と述べていた(『貽安堂續集』)という。顧憲成は「(老兄の)肯えて是の言を爲すは、意うに必らず假托して以て容菴を欺く者、有るのみ」というが、おそらく、鄒元標は李三才についてかなり批判をもっていたのであろう。

- (85) 同右及び『定陵註略』卷九 淮撫始末 三十九年二月、沈正宗疏、同四十年五月 李朴疏。

- (86) なお『自反錄』のまえがきによれば「以俟錄即ち閣銓三書は今、文集に併せ入る」というが、内閣文庫蔵の崇禎版文集には『以俟錄』としてではなく卷三の附録として三書が收録されている。

- (87) これについて萬曆三十八年五月乙巳王三善の上奏は「近ごろ、顧憲成、輔臣葉向高に上書し、數千言を累ぬ。極めて、三才の至って廉、至って淡薄、勤學力行して孜孜として倦まず、古えの醇儒たるを明きらかにし、甚だしくは且つ之を孔子に比す」という。『神宗實錄』卷四七一 同日の條。

- (88) 『神宗實錄』卷四六七 萬曆三十八年二月庚申の條。

- (89) 『明史』卷三〇六 王紹徽傳。

- (90) 『神宗實錄』卷四七〇 萬曆三十八年四月甲午の條。

- (91) 『神宗實錄』卷四七〇 萬曆三十八年四月丁酉の條。

- (92) 『明史』卷二四九 王三善傳。

- (93) 注(87)同じ。

- (94) 『神宗實錄』卷四七一 萬曆三十八年四月乙卯の條。

- (95) 注(91)に同じ。

- (96) 『神宗實錄』卷四八〇 萬曆三十九年二月戊子の條。

- (97) 湯賓尹には『睡庵稿』二五卷がある。

- (98) 顧天竣には『顧太史集』七卷がある。

- (99) この年の京察の概要については、吳應箕『東林本末』辛亥京察上下、『定陵註略』卷九辛亥大計 參照。

- (100) 『明史』卷二二四 孫丕揚傳。

- (101) 『神宗實錄』卷四八三 萬曆三十九年五月壬寅の條。

- (102) 『東林列傳』卷一六 李三才。

- (103) 『神宗實錄』卷五二六 萬曆四十二年一月丙寅、河南道御史劉光復が、李三才を「不法に黃(皇?)木を擅用し、房屋數百間を蓋造し、花園を起建し、國家祖宗相傳の木廠地百餘畝を吞占す」などの理由を以て彈劾している(『神宗實錄』卷五二八 萬曆四十二年一月丙寅、同四三年一月癸酉の條參照)。

- (104) 天啓元年、御史房可壯が李三才の復歸を請い、ついで御史劉廷宣が同じく復歸を請うた。しかし廷議、紛紛として結論を得ないまま天啓三年になってようやく起用のはこびとなったものである。

- (105) 『史記』卷一二二張湯傳。

- (106) 注(3)前掲孫承澤文章。

- (107) この『自反錄』を書いたいきさつについては「吳懷野光祿に與う」

- (108) 『涇臯藏稿』卷五)にくわしい。

- (109) 『自反錄』によればこれについて、吳中の骨董屋はともかく李三才の所にもちこめば高價に賣れると考えているとか、李三才が既に打診してきているとかいって價をつりあげているものがあつたという。

- (110) 『神宗實錄』卷四三三 萬曆三十五年五月己卯の條。

- (111) 『自反錄』

- (112) この點については、東林黨の民變や農民反亂に對する考え方を分析する必要があるが、彼らの階級基盤の問題とあわせて次の機會にあらためて論じたい。